

# 小松市

## ～中学校の休日の部活動地域移行について～

令和7年1月

### 1 部活動の地域移行とは

- ・「部活動の地域移行」は、国（スポーツ庁と文化庁）が令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として全国的に進めている動きです。
- ・中学校の教員が「顧問」として担ってきた部活動の指導を、地域のクラブや文化・スポーツ団体に移行していくことで、子供たちが多様な活動を体験できる機会と、少子化の中でも将来にわたり活動を継続して取り組むことができる環境の整備を進めるものです。
- ・小松市では、令和4年度から地域移行に向けた準備を進め、国の実証事業を活用し、まちづくり市民財団で受け皿づくりを進めています。

### 2 地域移行のスケジュール

令和7年度  
夏まで

- ・令和7年度夏までは、部活動のガイドライン※に基づいて、**従来の部活動の形**で実施します。

平日（月～金）

休日（土日祝）

学校部活動

学校部活動

地域クラブ活動

※小松市における運動部活動の在り方に関する方針

まずは運動部活動から

令和7年度  
秋以降

- ・運動部は、**休日の活動**を地域クラブ活動に移行します。
- ・文化部は、令和8年度秋以降に移行します。

平日（月～金）

休日（土日祝）

学校部活動

地域クラブ活動

地域クラブ活動

将来

- ・将来的には平日も地域クラブ活動に移行します。

※平日の移行について国は令和10年度に方針を打ち出す予定

平日（月～金）

休日（土日祝）

地域クラブ活動



### 3 部活動地域移行に関するQ&A

**Q 指導者はどんな人？**

A 地域移行の受け皿となる団体（市から認定を受けた団体）に登録された方（保護者や有志、兼職兼業の許可を得た教員も含む）が指導に当たります。ガイドラインを守って指導いただけるよう、市が定期的に指導者向けの研修会を行います。

**Q 活動場所は？**

A 学校や公共施設等を使用します。市内のひとつの会場に集合して活動するパターン、市内の複数の会場で活動するパターンなど、種目によって異なります。

**Q 大会への参加は？**

A 現在の中学校体育連盟が主催する大会には、部活動、地域移行の受け皿となる団体（地域クラブ等）のいずれかから出場することができます。種目によって規定が異なりますが、「学校」か「地域クラブ等」かを選択したうえで参加することになります。

**Q 平日の部活動は？**

A これまで通り、教員（顧問）による指導が基本となります。休日の地域クラブ活動指導者と連携を図りながら、生徒（参加者）に対する適切な指導に努めます。

**Q けがをしたときの対応は？**

A けがをした場合、地域移行の受け皿となる団体が応急措置等の対応を行います。運営団体は、スポーツ安全保険等に加入することが義務付けられています

**Q 文化部の地域移行はどうなる？**

A 令和7年度にモデル校で休日の地域移行を実施し、令和8年度を目途に市内全域での移行を予定しています。

**Q 地域クラブへの参加費用は？**

A 国の方針では、活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定し、ご家庭に負担いただくことが示されています（受益者負担）。詳しいことは、各運営団体にお問い合わせください。

**Q 活動場所までの移動は？**

A 活動場所までの移動は、基本的に保護者の責任のもとで行っていただきます。

**Q 地域移行の種目は？**

A まずは、既存の部活動のある16種目について実施していきます。今後は、生徒のより多様なニーズに応えるため、スポーツの各種目別協会や文化協会などに協力をお願いし、拡大していく方向です。受入れ団体の情報は、随時、市のホームページに掲載していきます。

#### 部活動地域移行についてのお問い合わせ先

小松市役所学校教育課（学校部活動に関すること）

☎ 24-8122

小松市役所スポーツ育成課（地域クラブ活動に関すること）

☎ 24-8139

小松市役所文化振興課（文化部の移行に関すること）

☎ 24-8130

小松市スポーツ協会（各競技種目の運営団体に関すること）

☎ 23-5961

小松市文化協会（市内文化団体に関すること）

☎ 22-4111（内線2612）

最新情報はこちらへ



小松市ホームページ